

公立大学法人宮城大学図書館利用規程

平成21年4月1日

規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）総合情報センター大和キャンパス図書館、太白キャンパス図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(図書の種類)

第2条 図書館で収集、提供する資料は次のとおりとする。

- 一 単行書
- 二 逐次刊行物
- 三 視聴覚資料
- 四 その他の資料

(以下一～四を「図書」という。)

(利用資格)

第3条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 本学の学生及び大学院生
- 二 本学の教職員（非常勤の教職員を含む。）
- 三 公立大学法人宮城大学総合情報センター長（以下「センター長」という。）の許可を受けた者

2 前項第3号の利用者（以下「学外利用者」という。）については別に定める。

(身分証明書の携帯)

第4条 利用者は、身分証明書を携帯し、係員から掲示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 図書については、責任をもって取扱い、汚損又は損傷しないこと
- 二 図書館内（以下「館内」という。）において静粛を保つこと
- 三 館内において飲食及び喫煙をしないこと
- 四 館内の施設及び設備を汚損又は損傷しないこと
- 五 館内の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと
- 六 その他館内において図書館職員の指示に従うこと

(利用制限又は停止)

第6条 センター長は、この規程（この規程に基づき別に定めるものを含む。）に違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定の期間貸出等の利用を停止することができる。

(開館時間)

第7条 開館時間は午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 休館日は次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日及び国民の祝日
- 二 年末・年始（12月28日から1月4日まで）
- 三 図書整理日
- 四 センター長が必要と認めたとき

(閲覧)

第9条 図書は、館内で自由に閲覧することができる。

(貸出)

第10条 貸出図書の冊数及び期間は次のとおりとする。

	図 書	期 間	音楽 CD	期 間
(1) 本学の学生	5 冊以内	2 週間	1 点	2 週間
(2) 本学の大学院生	10 冊以内	2 週間	1 点	2 週間
(3) 本学の教職員	制限なし	1 か月	1 点	2 週間
(4) 相互貸借利用者	冊数及び期間は別に定める		—	—
(5) 学外利用者	2 冊以内	2 週間	—	—

2 利用者は、貸出予約がない場合に限り貸出期間を更新することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、センター長は、教育又は研究上必要と認めるときは、貸出に特別の扱いをすることができる。

(貸出手続き)

第11条 図書の貸出を希望する者は、カウンターで所定の手続きを取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、教育又は研究上必要と認めるときは、貸出手続きについて特別の扱いをすることができる。

(貸出制限)

第12条 次の図書は、館外に貸出することができない。

- 一 貴重図書
- 二 禁帯出表示の図書
- 三 逐次刊行物
- 四 視聴覚資料（音楽 CD を除く）
- 五 その他センター長が特に指定した資料

2 前項の規定にかかわらず、センター長は特に必要と認める場合には、図書の貸出について特別の取り扱いをすることができる。

(転貸の禁止)

第13条 貸出を受けた者は、その図書を転貸してはならない。

(返却)

第14条 利用者は、貸出を受けた図書を所定の期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、次の場合には、貸出を受けた図書を直ちに返却しなければならない。

- 一 利用資格を喪失したとき
- 二 学生及び大学院生が休学するとき又は停学に処せられたとき
- 三 図書の点検、整理、その他必要があるとき

(督促)

第15条 センター長は、貸出期間を過ぎても図書を返却しない利用者に対して、督促を行う。

2 センター長は、前項の利用者に対し新規の貸出を停止することができる。停止期間は別に定める。

(複写)

第16条 単行書、逐次刊行物について学術研究又は学習を目的とし、かつ著作権法（昭和45年法律第48号）に違反しない場合に限り、複写を行うことができる。

2 複写に関する手続きについては、別に定める。

(参考業務)

第17条 利用者は、学術研究又は学習のため、図書の利用について相談するとともに、図書の所在調査及び事項調査を依頼することができる。

(図書の検索)

第18条 利用者は、図書館に設置する端末機を利用して図書を検索することができる。

(相互利用)

第19条 利用者は、他大学の図書館等の利用を希望するときは、センター長にその斡旋を申し出ることができる。

2 センター長は、他大学等から図書館サービスの利用の依頼があったときは、教育及び研究に支障のない範囲において、これに応ずることができる。

(施設、設備の利用)

第20条 グループ閲覧室、A Vコーナー等の施設、設備を利用しようとする者は、所定の手続きを取るものとする。

(図書の汚損等)

第21条 利用者は、図書を汚損、破損又は忘失したときは、直ちにその旨をセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、前項の利用者に図書の修復又は補充に要する経費を負担させるものとする。但し、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(除籍)

第22条 減耗等による補修不能、所在不明等の図書については除籍することができる。

2 除籍に関する取扱いについては、別に定める。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。